

（仮称）港区犯罪被害者等支援条例の 制定に向けた基本的考え方について

犯罪被害者等の尊厳が守られ、万が一犯罪被害にあったとしても、安心して暮らし続けられることができる地域社会の実現を目指します。

令和8年10月

港 区

1 条例制定の背景・目的

犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害にとどまらず、犯罪被害によるPTSDなどの精神的後遺症、治療費の負担等の経済的な被害、周囲の無理解、配慮に欠けた言動、インターネット上での誹謗中傷等による二次被害にも苦しめられることがあり、日常生活が困難になるケースが少なくありません。

国は、犯罪被害者等基本法に基づき、地方公共団体による施策の推進を求めており、東京都も区市町村における条例の制定への支援を実施しています。

区は、区民に最も身近な基礎自治体として、区独自の支援策を充実させるとともに、犯罪被害者等への理解や二次被害の防止について地域全体で取り組むため、新たな条例を制定します。

被害により起こる主な困りごと

- ・ 心身の不調
- ・ 経済的負担
- ・ 住居や就労に関する問題
- ・ 二次被害

被害の影響が長期に及ぶことがあり、途切れることのない支援が必要です。

条例で目指すこと

支援施策の総合的な推進



犯罪等により受けた不利益の軽減又は回復



安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

港区では、犯罪の被害にあった方やそのご家族が必要な支援を受けることができ、再び安心して生活できるよう、本条例制定の準備を進めています。

2 基本理念・各主体の責務

基本理念

(1) 犯罪被害者等の尊厳の尊重

犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。

(2) 関係主体の連携・協力

区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が、それぞれの責務又は役割を果たしながら、相互に連携・協力して犯罪被害者等を支援します。

(3) 途切れることのない支援

犯罪被害者等が不安なく地域で暮らし続けることができるよう、支援施策は途切れることなく行います。

区民等・事業者・学校等に共通する責務

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性への理解
- ・ 二次被害が生じないようにするための配慮
- ・ 区が実施する支援施策への協力

それぞれの主な責務

主 体	主 な 責 務
区	支援施策の策定・実施、支援体制の整備、犯罪被害者等に寄り添った支援
区民等	犯罪被害者等が地域で孤立することがないように努めること
事業者	雇用関係にある犯罪被害者等に対し、安心して就労を継続できるよう必要な支援を行うこと
学校等	在籍する児童生徒等が安心して教育等を受けられるよう適切に配慮すること

3 主な支援内容

区は、犯罪被害者等の状況に応じて、相談支援、経済的支援、日常生活支援などを総合的に行います。

■ 相談に関する支援

犯罪等に起因する相談への対応、必要な情報の提供及び助言等を行います。

■ 経済的負担の軽減

犯罪被害による経済的負担の軽減を図るための支援を行います。

■ 日常生活又は社会生活への支援

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行います。

■ その他必要な支援

犯罪被害者等の状況に応じ、支援を行います。

■ 総合支援窓口の設置

区は、条例に規定する支援を総合的に実施するため、総合支援窓口を設置します。
犯罪被害者等支援に関する知識や経験を有する職員を配置します。

※詳しい支援内容は別に定めます。

4 支援を支える取組

- ・ **人材の育成**

総合支援窓口の相談員や支援に携わる職員への研修等を実施し、区の職員全員で犯罪被害者等を支援できる体制をつくります。

- ・ **理解の促進及び啓発活動**

区民等、事業者及び学校等が支援の必要性への理解を深められるよう、広報活動・啓発活動・教育活動等の必要な施策を講じます。

- ・ **関係機関等との連携・支援体制の整備**

犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けられるよう、国、東京都、警察、犯罪被害者等への支援に係る団体等と連携します。

- ・ **個人情報の適切な管理**

区及び区の職員は個人情報の重要性を認識して適切に管理し、関係機関等の職員にも同様の管理を求めます。

- ・ **犯罪被害者等及び区民等の意見の反映**

区が実施する支援施策に、犯罪被害者等や区民等からの意見を反映するよう努めます。

- ・ **運用方針の策定**

条例に基づき、支援策の実施等について定める運用方針を策定します。

5 基本的考え方の概要図（条例の目的や基本理念などをまとめたものです）

（仮称）港区犯罪被害者等支援条例の基本的考え方の概要図

①目的

- ・犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定める。
- ・区、区民等、事業者及び学校等の責務を明らかにする。
- ・犯罪被害者等が必要とする支援施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が被った不利益の軽減又は回復を図る。
- ・犯罪被害者等の尊厳が守られ、万が一犯罪被害に遭ったとしても、不安なく暮らし続けることができる地域社会を実現する。

③基本理念

- ・犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ・区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等がその責務又は役割を果たしながら、相互に連携・協力して、犯罪被害者等を支援する。
- ・犯罪被害者等が不安なく地域で暮らし続けることができるよう、支援施策は途切れることなく行われるものとする。

④区の責務

- ・基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定・実施する。
- ・犯罪被害者等の円滑な支援のための体制整備に努める。
- ・犯罪被害者等が置かれる様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行う。

⑨犯罪被害者等への支援

区は、犯罪被害者等に対して以下の支援を行う。

- ①犯罪等に起因する相談に関する支援
- ②経済的負担の軽減
- ③日常生活又は社会生活への支援
- ④その他区長が必要と認める支援

⑩人材の育成

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、総合支援窓口の相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修、その他必要な措置を講じ、区の職員全員で犯罪被害者等を支援できるよう、研修を実施する。

⑭意見の反映

区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民等からの意見を反映するよう努める。

⑮-1個人情報の適切な管理

区及び区の職員は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

⑫理解の促進・啓発活動

区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深めることができるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずる。

⑧総合支援窓口の設置

- ・条例に規定する支援を総合的に実施するための総合支援窓口を設置する。
- ・十分な知識、経験を有する職員を配置する。

⑪関係機関等との連携・支援体制の整備

犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努める。

⑮-2個人情報の適切な管理

区は、関係機関等の職員（前項の職員を除く。）に対し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

⑬運用方針の策定

⑤区民等の責務

犯罪被害者等の状況、支援の必要性について理解を深める。

区の支援施策に協力する。

二次被害が生じないよう配慮する。

犯罪被害者等が地域で孤立することがないよう努める。

雇用関係にある犯罪被害者等に対し、安心して就労を継続できるよう必要な支援を行う。

⑦学校等の責務

在籍する幼児、児童、生徒又は学生が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をする。

犯罪被害者等

関係機関等

国、東京都、警察、犯罪被害者等への支援に係る団体等

②定義

①犯罪等：犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等※

※犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

②犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者、その家族又は遺族、その他これらに準ずる者として区長が認める者

③区民等 ④事業者 ⑤学校等 ⑥二次被害 ⑦再被害 ⑧関係機関等